

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 15日

大阪府知事 殿

6/15

受	付
2-6.15	
産指第	号
大阪府	

提出者

住 所 大阪府摂津市西一津屋1番1号

氏 名 ダイキン工業株式会社 淀川製作所
執行役員所長 村井 哲

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6349-0259

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	淀川製作所
事業場の所在地	大阪府摂津市西一津屋1番1号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	16.化学工業 25.汎用機械器具製造業 27.業務用機械器具製造業 <input type="checkbox"/>
②事業の規模	54,049百万円
③従業員数	2,402人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 別紙2の通り	
産業廃棄物の処理に関する事項	
【前年度(令和元年度)実績】	
産業廃棄物の種類	① 汚泥
排出量	11,967 t
② 廃油	1,212 t
<p>①現状</p> <p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ISO14001を取得し、廃棄物削減目標を設定し取組む 購入部品の製造工程で発生する汚泥(廃プラ) 工場排水処理条件見直し→汚泥発生抑制(H18.4~) 切削水の工室内循環使用、異物発生→全池排水発生抑制(H18.4~) 全水質中の真空濾過器稼働導入→排出抑制(H19.9~) 重合槽へのポリマー付着防止→廃プラ発生抑制(H22.4~) 廃水処理槽の含水量低減→汚泥排出抑制(H27.4~) 	
【目標(令和2年度)】	
産業廃棄物の種類	① 汚泥
排出量	12,500 t
② 廃油	1,320 t
<p>②計画</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>生産量の大幅増加や工程変更で新規廃棄物が発生するが、これまでの取組みに加え排出量の抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部品納入納期改善による梱包材削減(木くず、廃プラスチック類) 木製パレット管理用の促進 反応条件見直し・取替改善による副生物生成量の削減(廃油) 品質管理自動化による品質原価外品の削減 	
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥、廃油、廃アルカリ等、発生工程により性状の異なる廃棄物は発生工程に分別処理等を徹底している 共通廃棄品(廃プラスチック類、木くず)は性状別に基準を定め分別方法講習会を定期開催するとともにイントラネット上で共有している <p>(今後公開する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック類、木くず、ガラスくずの分別基準を継続し徹底 廃プラスチック類の新規リサイクル先開拓に伴い分別基準の見直しを進め、その周知徹底を図る

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③ 廃酸	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず	⑦ 金属くず	⑧ ガラスくず
11 t	826 t	651 t	286 t	266 t	14 t

②計画

③ 廃酸	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず	⑦ 金属くず	⑧ ガラスくず
10 t	750 t	690 t	260 t	210 t	15 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
前年度(令和元年度)実績	①汚泥	②廃油	③廃酸	④焼アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず	⑧ガラスくず	⑨現状
①現状	0 t	343 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	0 t	276 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
【目標(令和2年度)】 産業廃棄物の種類 ①汚泥 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまで)に取組んだ取組 ・化学製品副生物(廃油)をフロン破壊炉で焼却破壊し、生成するフロン機油を回収し、生油として利用 ・化学製品副生物(廃油)をフロン破壊炉からフッ化カルシウム(再生炭石)を回収し、炭酸原料として利用 (廃油の焼却により生成するフッ化水素酸の量) ②計画 産業廃棄物の種類 ②廃油 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・フロン破壊炉による廃油焼却破壊の適正運転継続									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
前年度(令和元年度)実績	①汚泥	②廃油	③廃酸	④焼アルカリ	⑤廃プラスチック類	⑥木くず	⑦金属くず	⑧ガラスくず	⑨現状
①現状	0 t	107 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
②計画	5,703 t	107 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
【目標(令和2年度)実績】 産業廃棄物の種類 ①汚泥 自ら焼却を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまで)に取組んだ取組 ・廃水処理汚泥の脱水処理 ・化学製品副生物(廃油)をフロン破壊炉で焼却破壊 ・フロン破壊炉(専続)2号炉設置による安定稼働 ②計画 産業廃棄物の種類 ②廃油 自ら焼却を行った産業廃棄物の量 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・廃水処理汚泥の含水率低減の検討 ・化学製品副生物(廃油)をフロン破壊炉で焼却破壊 ・フロン破壊炉の安定稼働									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】		【前年度(令和元年度)実績】	
産業廃棄物の種類	① 汚泥	② 廃油	③ 廃酸
①現状	0 t	0 t	0 t
②計画 産業廃棄物の種類 ① 汚泥 ② 廃油 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・実施していない			
②計画		②計画	
産業廃棄物の種類	① 汚泥	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類
②計画	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】		【前年度(令和元年度)実績】	
産業廃棄物の種類	① 汚泥	② 廃油	③ 廃酸
①現状	6,264 t	762 t	0 t
②計画	1,654 t	660 t	0 t
③現状	2,041 t	321 t	0 t
④現状	0 t	159 t	0 t
⑤現状	804 t	282 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	0 t	0 t	0 t
②計画	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	11 t	826 t	826 t
②計画	11 t	826 t	826 t
③現状	9 t	376 t	376 t
④現状	0 t	0 t	0 t
⑤現状	1 t	450 t	450 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	11 t	826 t	826 t
②計画	11 t	826 t	826 t
③現状	9 t	376 t	376 t
④現状	0 t	0 t	0 t
⑤現状	1 t	450 t	450 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	11 t	826 t	826 t
②計画	11 t	826 t	826 t
③現状	9 t	376 t	376 t
④現状	0 t	0 t	0 t
⑤現状	1 t	450 t	450 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	11 t	826 t	826 t
②計画	11 t	826 t	826 t
③現状	9 t	376 t	376 t
④現状	0 t	0 t	0 t
⑤現状	1 t	450 t	450 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状		②計画	
産業廃棄物の種類	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず
①現状	11 t	826 t	826 t
②計画	11 t	826 t	826 t
③現状	9 t	376 t	376 t
④現状	0 t	0 t	0 t
⑤現状	1 t	450 t	450 t
(これまでに実施した取組) ・処理委託開始前: WDSにより産業廃棄物性状情報を提供。現場情報により産業廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・定期的な処理状況の現場確認を実施。 ・産業廃棄物組成・性状の変更時はWDS再実行。 ・H21年度に電子マニュアルを導入済み。			

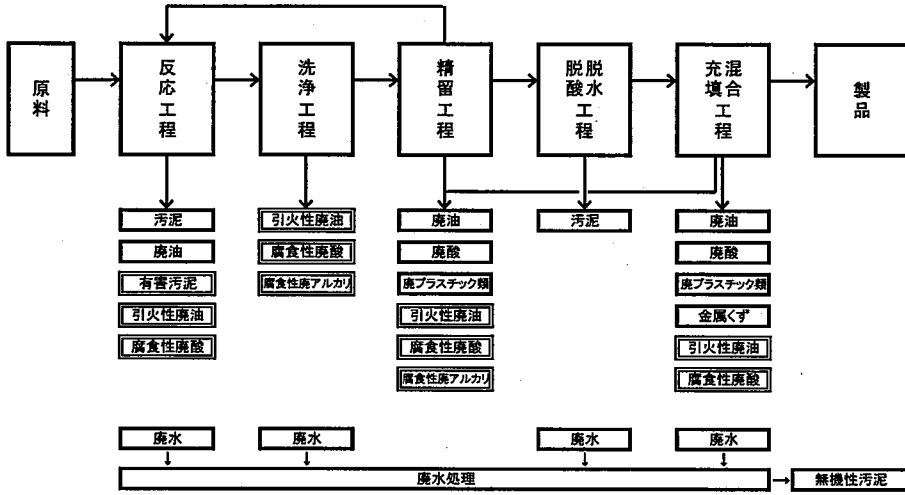
【目標(令和2年度)】	②計画				③計画					
	産業廃棄物の種類	① 汚泥	② 廃油	③ 腐設	④ 廃アルカリ	⑤ 廃プラスチック類	⑥ 木くず	⑦ 金属くず	⑧ ガラスくず	⑨ t
全処理委託量	6,100 t	920 t	10 t	750 t	690 t	260 t	210 t	15 t	t	
優良認定処理業者への処理委託量	1,500 t	600 t	10 t	750 t	560 t	250 t	15 t	5 t	t	
再生利用業者への処理委託量	2,100 t	360 t	4 t	150 t	180 t	260 t	200 t	10 t	t	
認定回収業者への処理委託量	0 t	180 t	0 t	200 t	10 t	0 t	0 t	0 t	t	
その他(※)の処理委託量	800 t	400 t	2 t	400 t	500 t	0 t	10 t	5 t	t	
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規処理委託先は基本的に優良認定処理業者から選定する。 ・処理状況の定期的現地視察を継続する。 ・委託先の処理内容・中間処理後の処理フローを把握し、自社産業物の性状に適した委託ルートを選択する。 ・委託先とのコミュニケーションを更に進める。 ・処理コスト削減化等、処理困難品の委託先を確保する。 ・処理カート集積化等、処理困難品の委託先を確保する。 ・樹脂製製パンパレットや空容器の再資源化を推進する。 									
※事務処理欄										

備考

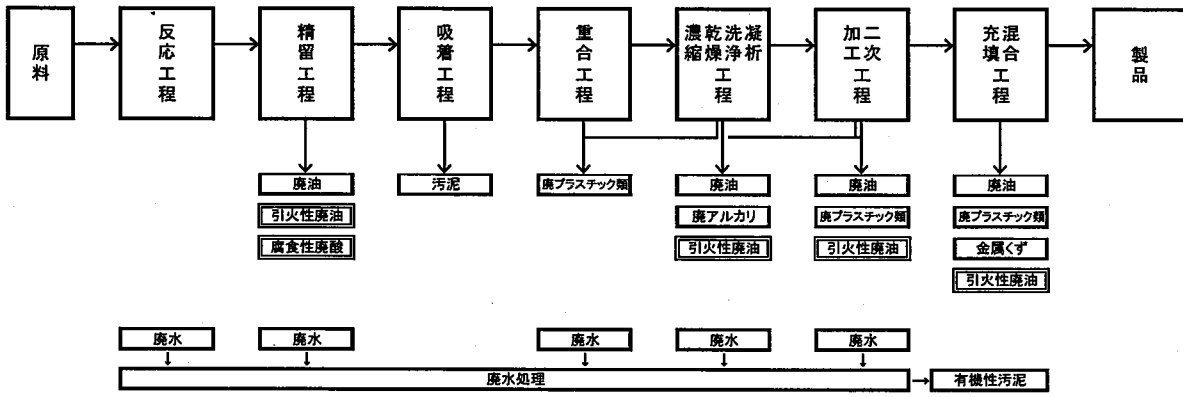
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1. 産業廃棄物発生工程フロー

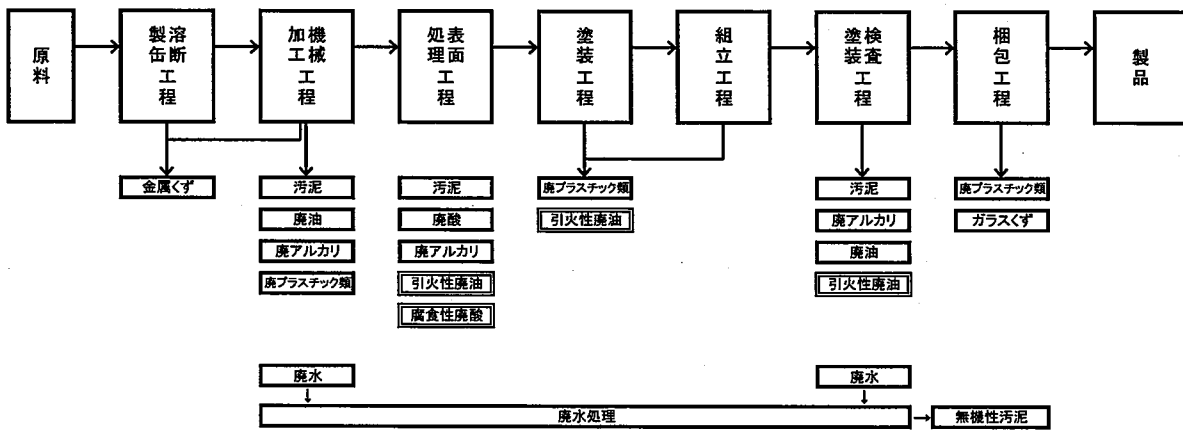
化学品製造工程フロー図



プラスチック樹脂製造工程フロー図

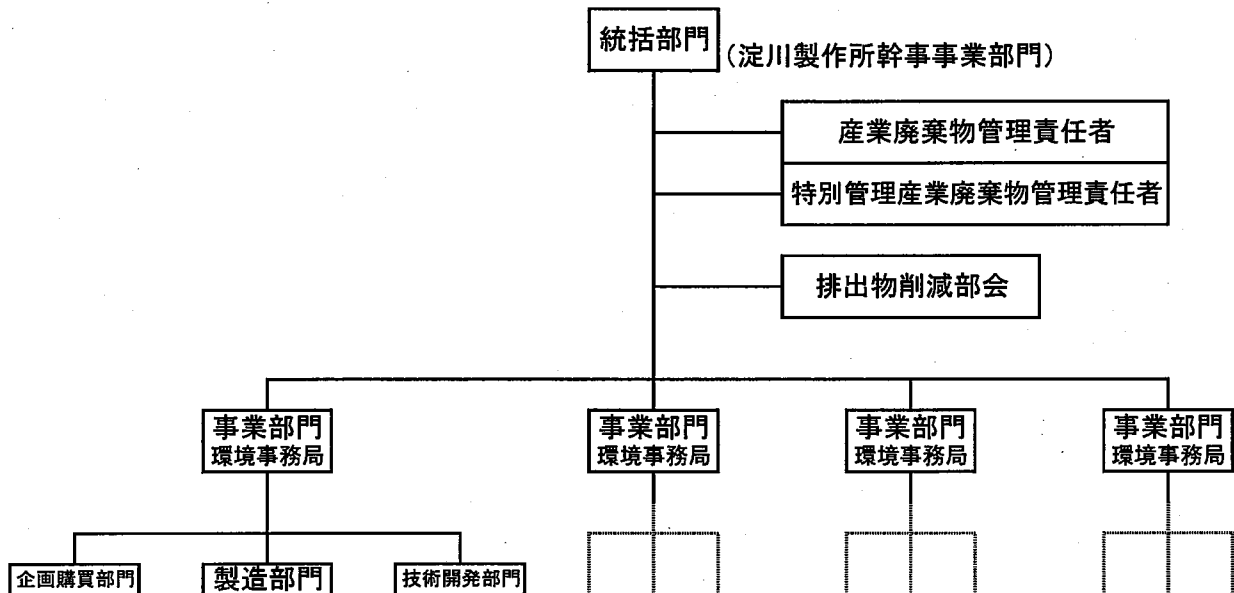


機械製造工程フロー図



別紙2. 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
統括部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 産業廃棄物ごとの処理委託業者の選定及び契約管理 電子マニフェストの運用管理 処理委託台帳の管理 処理委託先の処理状況視察(定期及び不定期) 行政に対する報告等 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発 事業場共通発生廃棄物の集積管理及び処理委託先への引渡し 中間処理施設の維持管理に関する情報開示 各部門間の調整及び指示
排出物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業場共通発生品の分別・再資源化に関する企画立案 事業場共通発生品の分別回収に関する社内啓発
事業部門環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 自部門で発生する産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 自部門で発生する産業廃棄物の適正管理に関する部門内啓発 自部門で発生する産業廃棄物の減量化計画の策定及びその実行
製造部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 産業廃棄物発生工程の設備及び運転状況の管理 産業廃棄物保管場所の維持管理及び保管状況の管理 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 上記について自部門の環境事務局に報告
技術開発部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物発生量削減等の製造プロセス検討 副生品の有効利用に関する技術検討
企画購買部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理費用及び技術検討費用の予算管理 産業廃棄物処理委託料金支払いによる業者管理